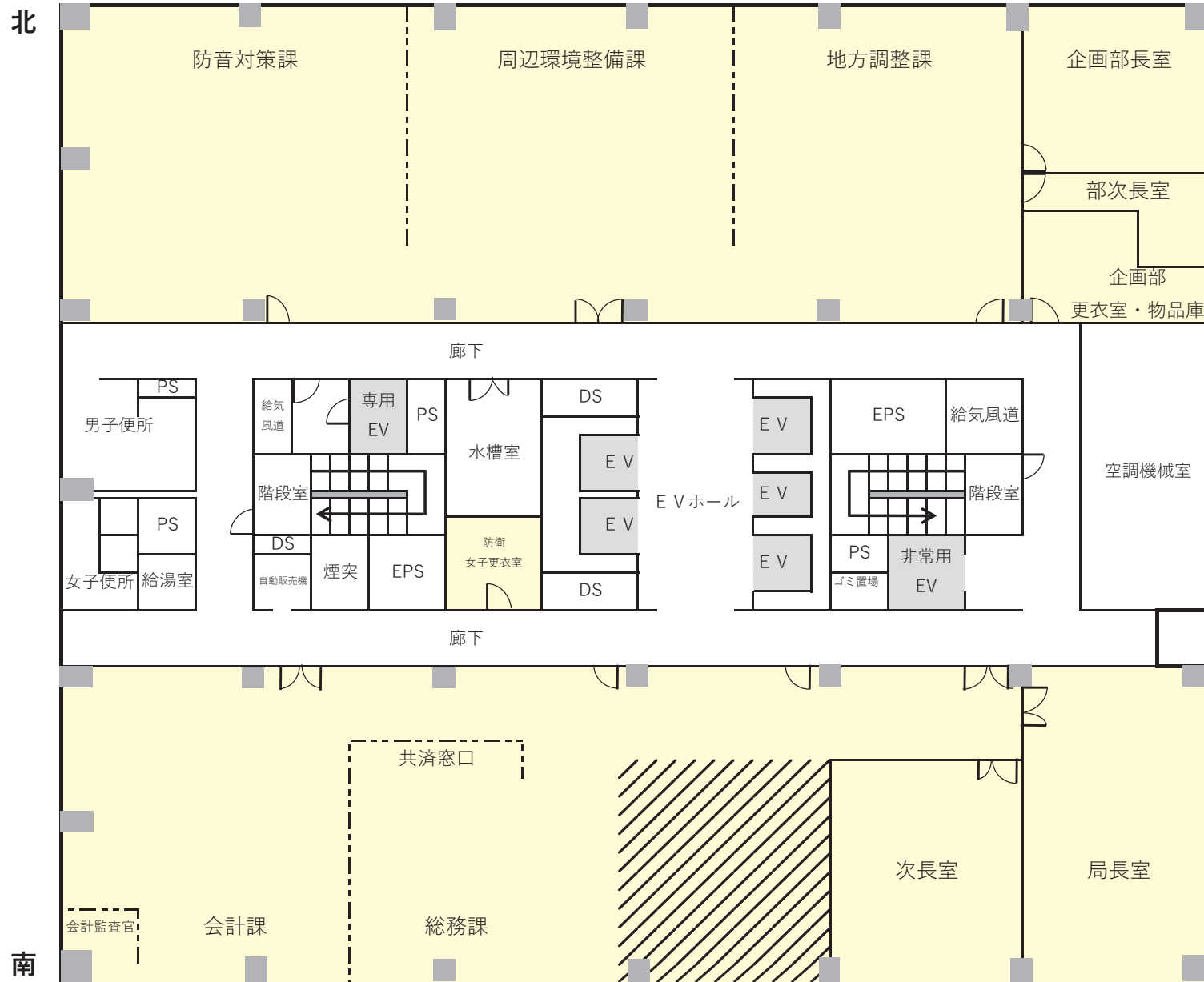


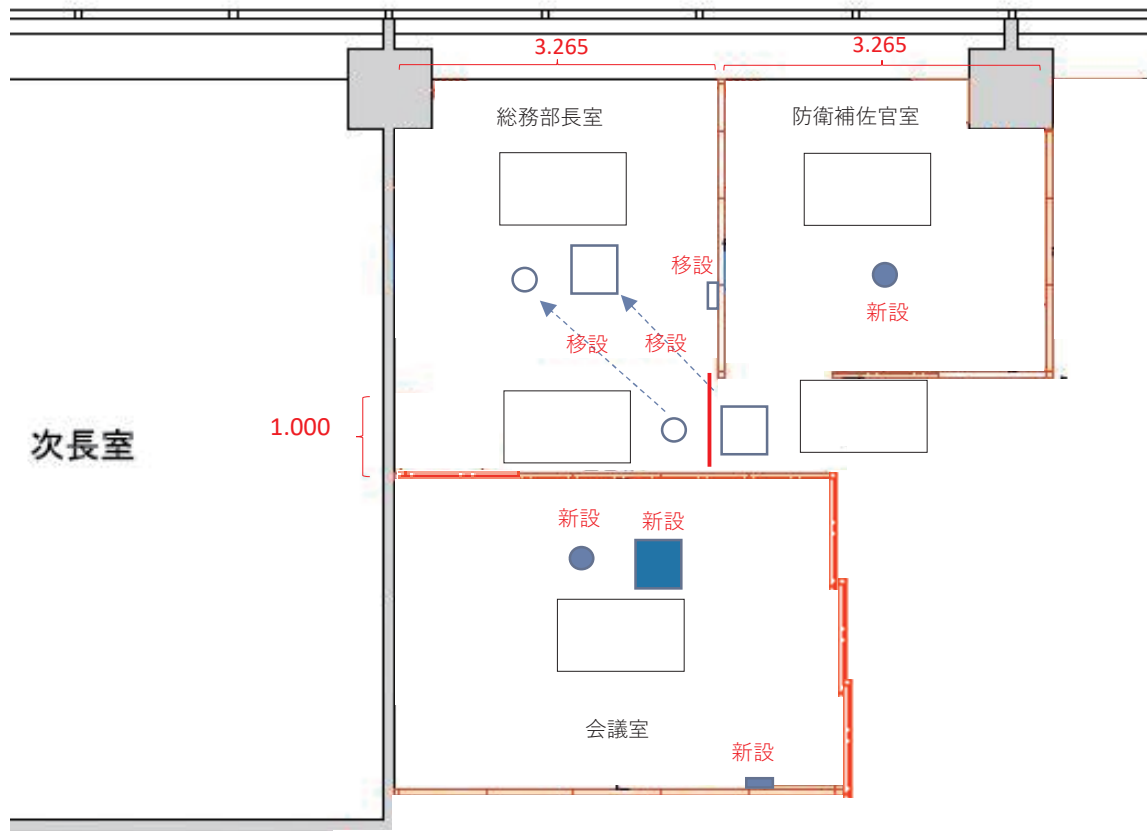
# 仕 様 書

- 1 業務名 北海道防衛局（7）防災設備設置等業務
- 2 総 則 北海道防衛局（7）防災設備設置等業務について適用する。
- 3 履行場所 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 3階
- 4 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年2月27日までの間で官側が指定する日
- 5 業務内容 本業務は、札幌第3合同庁舎内において、防災設備設置等を行うものである。（別紙1及び2参照）
  - (1) 防災設備等設置
    - ア 別紙2に示す音響設備を総務部長室に移設し、会議室にTOA製CM-2330Aを新設すること。また、音響設備のスイッチは別紙2の示す箇所に設置すること。
    - イ 別紙2に示す火災報知器を総務部長室に移設し、会議室及び防衛補佐官室にニッタン製AKF2-Pの火災報知器を新設すること。また、移設及び新設した火災報知器はシステム更新を行うこと。
  - (2) 作業スケジュール  
本業務は、「北海道防衛局（7）3階総務部事務室改修業務」及び「北海道防衛局（7）事務机ほか21の購入」に併せ履行されるものであり、履行日について官側と調整すること。なお、本業務に係る作業スケジュールは別紙3のとおり。
- 6 特記事項
  - (1) 履行場所における防災設備設置等に際し、資材搬出入の経路中の廊下、壁、エレベーター等を破損しないよう注意すること。搬出入経路に養生が必要な場合は受注者の負担により行うものとし、搬出入中に廊下等を破損した際の責についても、すべて受注者が負担するものとする。
- 7 検査
  - (1) 履行確認は、本仕様書に基づき局担当職員が行うものとする。
  - (2) 局担当職員は、受注者の立ち合いのもと、検査を行うものとする。
- 8 その他

- (1) 施工前後の写真を撮影し、施工完了後に施工報告書として提出すること。
- (2) 作業により生じた副産物は、適正に処理すること。
- (3) 作業者及び作業範囲の安全対策を十分に行うこと。
- (4) 作業に際して、局担当職員の立会いのもと実施すること。
- (5) 作業日程については、局担当職員と事前に調整すること。
- (6) 業務の履行に際し、札幌第3合同庁舎に立ち入る際は、事前に局担当職員と調整を行うこと。
- (7) 受注者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。



平面図（総務部長室、防衛補佐官室、会議室）



記載例	名称	数量	単位	備考
●	火災報知器	2	台	新設
○	火災報知器	1	台	移設
■	音響設備	1	台	新設
□	音響設備	1	台	移設
■	音響設備スイッチ	1	個	新設
□	音響設備スイッチ	1	個	移設

## 作業スケジュール

No.	件名	履行内容	12月上旬	12月中旬	12月下旬	備考	
1	北海道防衛局（7）3階総務部事務室改修等業務	(1) 移動式書庫撤去撤去	調整	撤去			
		(2) 総務部長室既存壁撤去		撤去・補修			
		(3) タイルカーペット及びOAフロア更新			撤去・更新		
		(4) 総務部長室・防衛補佐官室及び会議室パーテーション設置業務		照明更新等	パーテーション設置		
2	北海道防衛局（7）防災設備設置等業務	(1) 防災設備設置	調整		設置等		
3	北海道防衛局（7）事務机ほか27の購入	(1) 什器移設	調整	移設		移設	・12月26日迄に別紙1に記載されている製品を納品とするが、それ以降に納品する場合は官側と調整の上、1月30日迄に納品するものとする。
		(2) 什器更新				更新・設置	
		(3) 什器廃棄					

※日程について細部は発注者と調整するものとする